

## 国、他の都道府県の受動喫煙防止対策の動向について

※ 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例 H21. 3. 31公布 / H22. 4. 1施行(第2種施設への罰則を除く) / H23. 4. 1全面施行

区分		本県条例公布前 (H21. 3以前)	本県条例公布後 (H21. 4以降)	
国	健康増進法関係	H15. 5 健康増進法施行により受動喫煙防止が努力義務化 H21. 3 「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会」報告書 基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的空間は原則全面禁煙であるべきとした。	H22. 2 健康局長通知「受動喫煙防止対策について」で努力義務の内容を具体化 学校や飲食店、公園など多数の人が利用する公共の場は、原則全面禁煙。全面禁煙が極めて困難な場合等は、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めるとした。 H22. 7 生活習慣病対策室長事務連絡「受動喫煙防止対策について」 施設の出入口付近にある喫煙場所の取り扱い。 H24. 10 健康局長通知「受動喫煙防止対策の徹底について」 ※H22年通知内容を改めて依頼。 H25. 2 がん対策・健康増進課長事務連絡「受動喫煙防止対策について」 施設の出入口付近にある喫煙場所の取り扱い。 H27. 6 健康局長通知「受動喫煙節対策について」の一部改正について ※労働安全衛生法の改正を受け、その改正に沿った取組の推進を通知 H27. 12 自民党の「受動喫煙防止議員連盟」が、受動喫煙対策について「法制上の措置」を求める「受動喫煙防止施策推進法案」骨子案をまとめ、翌年の通常国会提出を目指す。 H28. 1 厚労省と内閣官房が、2020年東京五輪・パラリンピックに向け、「受動喫煙防止対策強化検討チーム」を立ち上げた。(1/25に第1回を開催)	
	職場における受動喫煙防止対策	H 4. 7 労働安全衛生法改正により努力義務化 H15. 5 「新たな職場における喫煙対策のためのガイドライン」で煙の漏れない喫煙室の設置を推奨	H23. 10 受動喫煙防止対策助成金制度等の開始 ① 受動喫煙防止対策助成金制度：中小企業事業主に対し、喫煙室、換気装置の設置など、に係る費用を助成(助成率1/2、上限200万円)。 ② 相談支援：事業場からの喫煙室設置等に係る技術的な問合せに対し、労働衛生コンサルタント等専門家による電話相談及び実地指導。 ③ 職場内環境測定支援：飲食店、宿泊業等の事業場に対し、デジタル粉じん計等を無料貸与し、当該測定機器を用いた職場の現状把握を支援。 H26. 5 「労働安全衛生法の一部を改正する法律」交付、労働者に対する受動喫煙防止対策について規定 〈法案要旨〉 ① 事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。 ② 国は、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進その他の必要な援助に努めるものとする。 H27. 5 厚労省局長通知「労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について」及びH27. 5. 15厚労省労働安全衛生部長通知「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」が発出され、事業所における受動喫煙防止対策を推進(「新たな職場における喫煙対策のためのガイドライン」は廃止)	
	がん対策推進基本計画	H19. 6 適切な受動喫煙防止対策の実施を目標に設定	H24. 6 計画改定で受動喫煙及び喫煙率に関する数値目標を設定 H34年度までに行政機関及び医療機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%、職場はH32年度までに受動喫煙のない職場の実現を目標とした。また、成人喫煙率をH34年度までに12%に引き下げるとした。 H27. 12 がん対策推進基本計画の目標達成のためのがん対策加速化プランを策定。H32オリンピックまでに受動喫煙防止対策を強化することを明記	
	健康日本21	H15. 4 適切な受動喫煙防止対策の実施を目標に設定	H24. 7 改正で受動喫煙及び喫煙率に関する数値目標を設定(がん対策推進基本計画と同様の目標)。	
	医療費適正化基本方針		H24. 9 都道府県で達成すべき目標として、たばこ対策に関する目標を初めて記載 禁煙の普及啓発施策に関する目標設定について言及。	
	県内市町村	路上喫煙防止	H19. 12現在 路上喫煙を禁止する条例制定10市(罰則あり4市)	H28. 4現在 路上喫煙を禁止する条例制定15市町(罰則あり9市)
	他都道府県	兵庫県		H24. 3 受動喫煙の防止等に関する条例を制定 公共的空間を有するすべての施設における受動喫煙防止のルールを定める。H25. 4. 1施行(罰則規定はH25. 10. 1)。H26. 10全ての経過措置が終了。 H24. 5 分煙設備整備事業を開始、中小企業者が行う分煙設備の整備に要する経費を助成(対象経費の1/4、上限1, 250万円)
	京都府		H24. 3 受動喫煙防止憲章を策定(がん対策推進府民会議たばこ対策部会で、府民運動の推進方策及び各自の行動指針として策定) 〔主な内容〕 公共性の高い施設は建物内禁煙を実施/表示の推進/大学との連携/受動喫煙が及ぼす健康への影響や禁煙実施施設等の情報を広く府民に周知/たばこをやめたいと考えている喫煙者が円滑に喫煙をやめることができるよう各主体がそれぞれの立場から支援/喫煙者は喫煙マナーを遵守 H24. 10 受動喫煙防止憲章事業者連絡協議会を設立 憲章を踏まえ、民間事業者が自主的に対策を進めるため、府及び京都市も参加して設立し、喫煙環境の店頭表示を推進。 H25. 5 受動喫煙防止の推進に関する連携協定を締結 事業者の主体的な取組として、協議会・京都市・府の三者で協定を締結し、受動喫煙対策に取り組むモデル事業として、施設における対策の状況を示す「店頭表示ステッカー」の普及を推進。	

区分		本県条例公布前 (H21. 3以前)	本県条例公布後 (H21. 4以降)
他都道府県	大阪府		H25. 9 飲食業を中心として20の民間事業者団体が「大阪府受動喫煙防止対策協議会」を発足し、官民一体となって受動喫煙防止対策に取り組むことを発表
	千葉県		H24. 2 受動喫煙防止対策検討会が、「普及啓発、健康増進法25条対象施設等での受動喫煙防止対策、施設の表示の方策を講じ、その効果を評価しつつ、条例等による規制に向かうべき」と県に報告。
	山形県	受動喫煙を防ぐために条例やガイドラインなどの枠組み作りが必要とする内容となっていることから、知事は枠組み作りを急ぐ意向	H26. 2 山形県受動喫煙防止対策検討委員会が知事に報告書を提出。受動喫煙を防ぐために条例やガイドラインなどの枠組み作りが必要とした。 H26. 12 知事が県議会12月定例会で、条例ではなく、防止を呼び掛ける宣言を策定する考えを明らかにした。 H27. 2 やまがた受動喫煙防止宣言を制定。H29年度を目標に、子どもが主に利用する施設や医療機関の敷地内100%禁煙、公共性の高い施設(官公庁施設、 <u>大学、美術館など</u> )の敷地内又は建物内100%禁煙とする。
	静岡県		H23. 9 受動喫煙防止活動事業費補助金を開始 (H25年度末終了) 県内の団体(NPO法人、企業、任意団体等)を対象に、受動喫煙防止活動(普及啓発、人材育成、ネットワーク構築)に要する経費を助成。 H23. 10 分煙支援アドバイザー派遣サービス事業を開始 (H25年度末終了) 飲食店、娯楽施設、宿泊施設、理美容店を対象に、空調設備の設計技術者が店舗の現状を確認した上で、分煙にする場合の空調設備等を提案。
	山梨県		H24. 4 受動喫煙防止対策の推進を規定したがん対策推進条例を施行  (がんの予防の推進) 第8条 県は、がんの予防に資するため、市町村、がん対策関係者及び事業者との連携を図りつつ、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。 1 (略) 2 <u>学校、病院その他の多数の者が利用する施設における受動喫煙(健康増進法(平成14年法律第103号)第25条の受動喫煙をいう。)の防止を図るための対策を推進すること。</u>
	広島県		H27. 3. 16 受動喫煙防止対策を盛り込んだ「広島県がん対策推進条例」を施行(受動喫煙防止対策は、H28. 4施行) (主な内容) 施設の管理者は、次に定める措置をとらなければならない。→罰則はなし ・第1種施設(主に官公庁、学校など)…禁煙又は喫煙所による分煙 ・第2種施設(運動施設、博物館、交通機関、大規模小売店舗など)…禁煙、喫煙所による分煙又はその他の分煙 ・第3種施設(飲食店、物販店、ホテル、旅館など)…禁煙、分煙の表示 ・第4種施設(子供の利用が想定される屋外区域)…喫煙の努力義務
	東京都	H 9. 5 分煙化ガイドラインを策定 H16. 6 受動喫煙防止ガイドラインに改定	H23. 10 受動喫煙防止ガイドラインを一部改正 ① 公共の場所における受動喫煙防止対策は、原則禁煙とすべき。 ② 施設の種類、態様や利用者のニーズ等に応じて、喫煙可能区域を設定する際は、厚労省の「分煙効果判定基準策定検討会報告書」を踏まえ、適切な受動喫煙対策を行う。 H26. 12 知事がオリンピックに向けた受動喫煙防止の条例化について「直ちには難しい」と述べ、当面見送る考えを明らかにした。 H27. 5 東京都受動喫煙防止対策検討会が提言をまとめ、18年までに条例化の検討を行うことや、国に対して法規制を働きかけるよう求めた。
	他県市町村	千葉県流山市	
北海道美唄市			H27. 12 受動喫煙防止条例を制定。受動喫煙防止の取組みは、努力義務に止められ、罰則規定なし。
公共交通機関	鉄道	H15. 5 関東民鉄10社が駅構内全面禁煙化 H19. 3 J R東日本の新幹線が全面禁煙化 H21. 3 J R東海が在来線全駅ホームを全面禁煙化(新幹線ホーム喫煙所は残る)。	H21. 4 J R東日本が東京駅から概ね30～50キロ圏内の駅を禁煙化 H21. 10 J R東日本が東京駅から概ね70キロ圏内及び神奈川県内全駅を禁煙化 H23. 6 J R東日本が駅の全面禁煙区域を更に拡大 ※ホームに喫煙ルーム設置駅有。県内はなし。 H25. 2 J R東海が25年度末までに新幹線各駅に喫煙室を設置し、ホーム喫煙コーナーの廃止を発表。新横浜駅、小田原駅に喫煙室を設置。
	タクシー	H19. 7 神奈川県タクシー協会及び神奈川県個人タクシー協会所属の全車禁煙化	H23. 7 全国ハイヤー・タクシー連合会に所属する全都道府県の法人タクシーが全車禁煙化
飲食チェーン店等			H22. 3 マクドナルド及びロイヤルホストが県内全店を禁煙化 H22. 4 重慶飯店グループのローズホテルが改装を機に禁煙ルーム倍増、宴会場を禁煙化 H26. 8 日本マクドナルドが、国内全店舗を禁煙化 H28. 4末現在 条例協力店は吉野家、松屋、COCO壱番屋など475店舗